

## 意見聴き取り調査票

(福島県土木建築調査設計団体協議会)

## 1 総合評価方式について

(1) 県の総合評価方式において、技術力を適正に評価するためには、どのような項目を評価すべきとお考えですか。

<土木設計関係>

- ・ 測量設計等の委託業務は、技術的な工夫の余地が小さいため、技術力を適正に評価することが極めて困難であると考ええる。

(2) 県の総合評価方式について、御意見等があればお聞かせください。

<土木設計関係>

- ・ 総合評価方式については、成果品の品質向上を求める標準型や簡易型提案型のように、橋りょうの予備設計、大規模な路線の検討、大規模な概略設計、特殊構造物の設計など、高度な技術力を要し、難易度の高い業務にのみ適用していただきたい。
- ・ 総合評価方式は、書類作成に多くの時間を費やすために負担が大きい。事務的な負担が少なく、地域に見合った企業力（経営実態・業務実績）を総合的に評価できる制度の構築を検討していただきたい。

<建築設計関係>

- ・ 建築設計の新築、改築は公募型プロポーザル方式を原則として要望するが条件付き一般競争入札では総合評価方式が望ましいと考える。

## 2 技術者の確保について

技術者の確保の現状と対応策についてお聞かせください。

<土木設計関係>

(現状)

- ・ 技術の継承のためにも、新規採用を実施したいが、近年の厳しい受注環境の中では、将来の受注見通しが立たないので、新規採用を控えている。
- ・ 中堅クラスの技術者が少ない。会社の技術力アップの観点から中途採用社員も考えているが、首都圏と地方との給与格差があり、厳しい雇用環境にある。
- ・ 復興再生業務が本格的に実施されていく中で、発注者支援業務も増加して

いるが、限りある技術者を発注者事務所に常駐させることは極めて困難な状況にある。

- 特に測量については、専門技術者の教育養成機関が減少していることから技術者の育成・確保が難しい状況にある。

(対応策)

将来の業務量確保が見通せない現状では、新たな技術者の確保に踏み切れない状況にあるが、将来的に会社を維持するためには若手技術者の確保が喫緊の課題となっている。積極的に求人活動を実施しているが、若手人材の確保は厳しい状況にある。将来に展望が持てる業界になることが、人材確保の必須条件と思われる。

○再雇用及び契約社員等の活用

○大学・高校への訪問

○インターンシップ等を通じた企業情報の発信

○業界の積極的なPRによる社会的な認知度の向上

○技術者の待遇改善

○労働環境の改善、業務の適正配分等を通じた長時間労働の回避

<建築設計関係>

(現状)

- 一級建築士は大学卒業後、2年間の実務経験が義務付けられている上、合格率が12%程度で他に比べて非常に取得の困難な資格となっている。  
さらに、残業の多さや給与の安さなど就業環境の悪さもあり、建築設計を自分の生業として目指す若い人が非常に少なくなっている。
- 建築設計においては、震災後の改築工事に加えて、耐震診断及び耐震改修の設計もあり、「建築構造技術者」の確保が困難な状況にある。
- 設備設計においては、震災後の復旧、復興工事に対応するため改修や改築建築物が多くなっており、「設備技術者」の確保が非常に困難である。

(対応策)

- 県内の建築設計事務所は、所員が数名の零細な事業所が多く、建築構造、設備技術者も限られている。これらの技術者の養成には長い年月を必要とすることから、公共工事の発注については、当面、国、県、市町村の発注計画を調整するなど、事業量の平準化が必要と考える。

### 3 入札制度について

工事に関する測量等委託業務に係る現行の入札方式について、御意見等があればお聞かせください。

#### <土木設計関係>

##### □指名競争入札制度の活用

- 公共事業の最上流に位置する測量等の業務の善し悪しが重要であり、これまでの成果を反映できる指名競争入札制度の活用が、その品質確保の有効な手法の一つであると考えます。
- 指名競争入札は、受注希望者の能力や信用度、地域貢献度等を指名の段階で調査・確認できる制度であると考えます。
- 地域経済や雇用など、企業と地域の関わりを考慮すれば、地元企業の受注機会を確保することは大切であると考えます。

#### <建築設計関係>

- 建築設計（設備設計を含む）の大半はCADデータなので、電子閲覧の拡充をお願いしたい。
- 建築設計の電子入札導入を促進していただきたい。
- 建築設計は、震災復興や耐震改修促進法による建築物の耐震化で多忙な状況が続いており、競争入札の場合は、当面、指名競争入札を原則として採用していただきたい。

### 4 品確法等三法改正について

工事に係る品確法等三法の改正を踏まえて、設計等の委託業務において発注者に対する御意見があればお聞かせください。

#### <土木設計関係>

##### □調査・設計の品質確保のための技術者評価について

インフラの老朽化対策に携わる者の専門資格については、専門資格を充足する地元業者は限定されてしまうことが懸念される。国土強靱化法によるインフラの老朽化対策については、地元業者を積極的に活用するため、特定の専門業務に関する講習会等を受講することで業務を受注できる方式の採択をお願いしたい。

## 5 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお聞かせください。

### 〈土木・建築共通〉

#### □入札開札時間の短縮について

- 公平・公正な入札事務の執行は理解するところですが、入札開札業務の手順が各振興局で異なるのか、時間の長短に差があるので、スピーディな事務執行をお願いしたい。

### 〈建築設計関係〉

- 大震災から3年9ヶ月が経過するが、県内外で12万人以上の県民が避難生活を送っており、未だ非常時であると考えます。復興に係る公共工事の速やかな着工は、県民に新たな希望を持たせるものであることから、県が復興を成し遂げる当面の期間は、設計から発注までの期間を可能な限り短縮していただきたい。